

お知らせ

2024年（令和6年）3月26日

資料提供先：浜田記者クラブ
江津記者クラブ
益田記者クラブ

江の川・高津川河川維持管理計画を変更します。 ～概ね5年間で実施する維持管理内容を策定～

【概要】

- 江の川・高津川の維持管理を適切に実施するため、概ね5年間に実施する具体的な河川維持管理の内容を定めた河川維持管理計画を策定し、同計画に基づき維持管理を行っています。
- 今回の変更は、現在の河川維持管理計画策定（平成24年3月）以降に生じた3つのポイントに着目し、具体的維持管理内容を追加、変更しました。
※主な変更点は、別紙のとおり。

【着目点】

- ①最新の技術基準等に基づく、具体的維持管理目標や対策箇所の設定
- ②近年出水で明らかとなった課題への対応
- ③社会情勢の変化への対応

- 各河川の河川維持管理計画は以下WEBページより確認頂けます。

【江の川・高津川河川維持管理計画】

<https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/kasen/index.html>

問い合わせ先：国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長（河川） 原 啓一郎

（担 当）河川管理課長 篠崎 修

TEL 0855-22-3122（担当課直通）

URL <https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>



～江の川・高津川河川維持管理計画の主な変更点～

1. 河川の監視や施設操作の無人化を図ります

近年の洪水氾濫により江の川沿いの主要道路が冠水し樋門操作や水文観測等に
従事される方の退避経路が寸断されるおそれがありました。

また、流域内の人口減少や高齢化が進み、樋門操作等に従事する操作員の後継
者不足が懸念されます。

そのため、洪水時に操作が必要な樋門等の施設や、水文観測体制について、計
画的に遠隔化や無人化を図り、あわせて自動操作化にむけた検討に着手すること
としました。

(参考資料2ページ)

2. 健全評価を踏まえ対策箇所を具体化します

堤防等の河川管理施設や河道の点検については平成24年5月に「堤防等河川
管理施設及び河道の点検要領」が策定され、これまで同要領に基づき点検評価を
行ってきました。

今回の計画では、令和5年度末時点で予防保全段階と評価された57箇所につ
いて、今後5年間必要な調査及び対策を完了させることを目標とし、その進捗状
況を毎年確認することとしました。

(参考資料3ページ)

3. 歴史的治水対策の管理方法を明確化します

江の川では、弘法大師の教えにより水害軽減対策として植えたとされる竹林が
水害防備林として現在も残っています。

今回の計画では、水害防備林の機能が期待できる樹林帯および維持管理項目を
明確化し、適切に管理を行うこととしました。

(参考資料4ページ)

4. 維持管理コスト低減にむけて試験を実施します

堤防整備に伴い堤防除草面積が増加することや、堤防に繁茂した外来種の適正
処分のため、堤防点検等の環境整備として実施する除草コストの更なる縮減が必
要です

今回の計画では、除草回数の減、処分量の減に着目し、除草コストの縮減にむ
けた新たな堤防被覆材の試験施工及び評価を行うこととしました。

(参考資料5ページ)

変更の概要

平成24年3月の『江の川河川維持管理計画』及び『高津川河川維持管理計画』策定以降に生じた以下の3点に着目し、今後、概ね5年間で実施する具体的維持管理内容を追加しました。

- point①最新の技術基準等に基づく、具体的維持管理目標や対策箇所の設定
- point②近年出水で明らかとなった課題への対応
- point③社会情勢の変化への対応

河川維持管理計画策定 (H24.3)

堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領 (R24.5)

樋門・樋管のコンクリート部材における点検結果の評価のポイント (案) (H28.3)

平成30年7月豪雨

令和2年7月豪雨

令和3年8月洪水

江の川自然再生計画 (樹木管理編) 策定

河川維持管理計画変更 (R6.3)

河川維持管理計画策定後に定められた主な技術基準類と主要洪水

【参考資料】～河川の監視や施設操作の無人化を図ります～

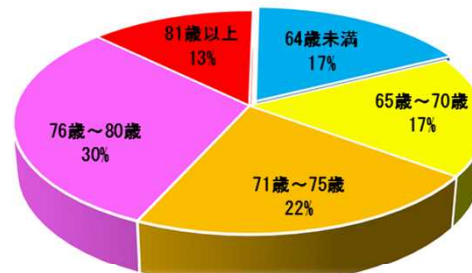
- ①近年出水では、江の川沿いの主要道路が冠水し、樋門操作や水文観測等に従事される方の退避経路が寸断されるおそれがありました。
- ②樋門操作に従事される方の高齢化が進み、樋門操作員の確保が困難となるおそれがあります。
- ③現在設置された樋門は、10年間で約6割の施設が50年を経過し、更に老朽化が進むことから、計画的な老朽化対策とあわせ、31施設の無動力化を図ります。

①令和2年7月豪雨による浸水状況



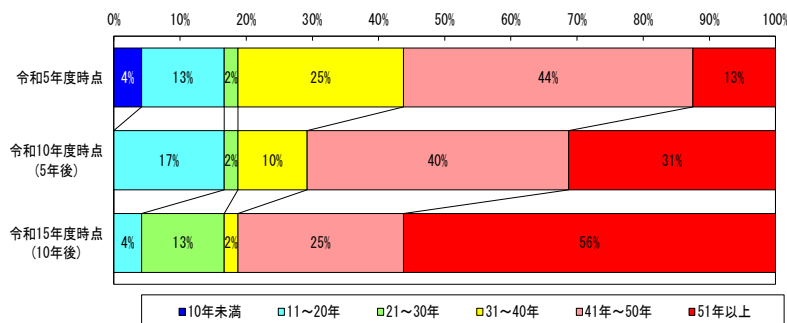
(江の川左岸21k～23k付近)

②樋門操作員の年齢構成



70歳以上が占める割合が65%
(高津川の例)

③樋門の供用年数の老朽化の状況



(高津川における樋門・樋管の供用年数)



(扉体の塗装劣化・発錆状況)

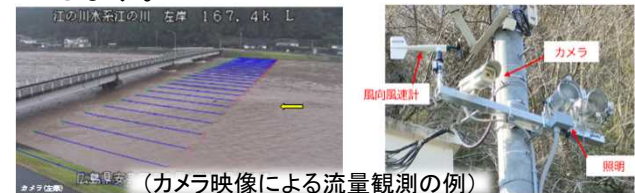


(函体部のクラック・漏水状況)

具体的維持管理の内容

流量観測の無人化 (江の川p23)

○非接触型流量観測機器による観測方法等、新しい観測手法の適用を検討し体制を整備します。



(カメラ映像による流量観測の例)

操作不要なゲート設備への更新 (江の川p52、高津川p47)

○老朽化対策とあわせて、ゲートの無動力化を図ります。
○無動力化が困難な施設については、遠隔操作や自動操作化を検討します。



河川名	江の川	高津川	合計
操作が必要な樋門	43	20	63
無動力化予定樋門	22	13	35
5か年で無動力化	22	9	31

【参考資料】～健全評価を踏まえ対策箇所を具体化します～

- ①堤防等河川管理施設及び河道の点検については「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき健全度評価を行っています。
- ②これまでの健全度評価より令和5年度末時点で、予防保全段階の河川管理施設は、江の川、高津川あわせての57箇所（堤防19箇所＋樋門等構造物38箇所）となっています。

①変状箇所毎の点検結果評価区分

堤防等河川管理施設及び河道の点検要領抜粋

評価区分	状態	変状確認	機能支障
A 異状なし	・ 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態	なし	なし
B 要監視段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする場合を含む）	あり	なし
C 予防保全段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・ 詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
D 措置段階	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・ 詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態	あり	あり

(参考) 予防保全段階評価の例



堤防小段の沈下



樋門水密ゴムの損傷

具体的維持管理の内容

予防保全段階の57箇所について
概ね5年間で対策を実施
(江の川p45～p48、高津川p42～45)

- 予防保全段階と評価された57箇所について詳細な調査点検を行い、必要な対策を実施します。
- 対象となる損傷箇所や施設を維持管理計画に明記し、対策の進捗について毎年確認します。
- 河川巡視や点検等により、新たに損傷箇所等が確認された場合には、損傷度合いを評価のうえ、補修計画等の見直しを適時行います。

②河川管理施設健全度評価（令和5年度末）

区分	堤防（箇所）			樋門等構造物（箇所）			合計
		江の川	高津川		江の川	高津川	
B 要監視段階	185	94	91	125	94	31	310
C 予防保全段階	19	10	9	38	28	10	57
D 措置段階	0	0	0	0	0	0	0



護岸の変状を修繕した例

【参考資料】～歴史的治水対策の管理方法を明確化します～

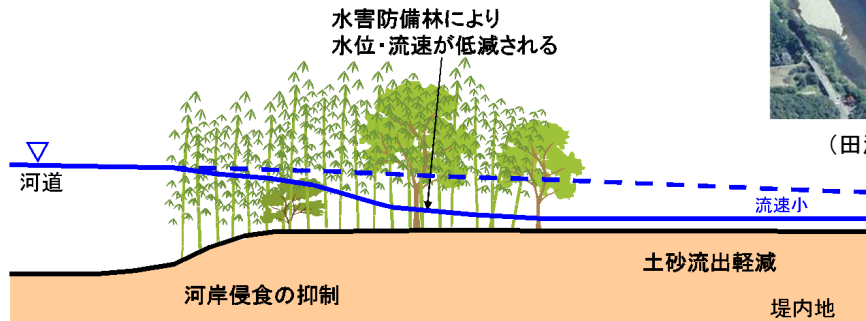
- ①江の川では、弘法大師の教えにより水害軽減対策として植えたとされる竹林が水害防備林として現在も残っています。
- ②一方で、河道内樹木が繁茂することとで、洪水時の流下を阻害するなど治水上の影響が生じるため、適切な維持管理が重要です。

害防備林と治水上の効果

- ⇒洪水時の流速が低減し、河岸侵食や堤内地側の土地利用の保全が期待できます。
- ⇒流速の低減に伴う河道内貯留効果により、水害防備林より下流でピーク流量の低減が期待できます。



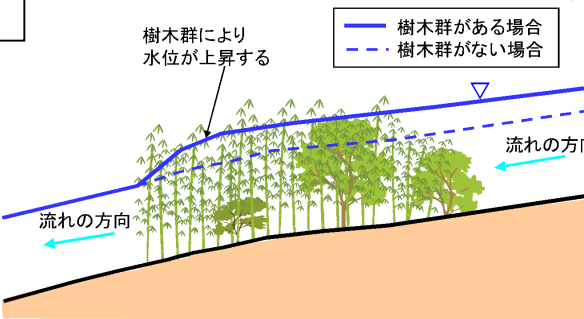
(田津地区の水害防備林)



(水害防備林による河岸侵食の抑制・土砂流出軽減のイメージ)

②河道内樹木の繁茂による治水上への影響

- ⇒流下阻害により樹木群より上流側で水位上昇が発生します。
- ⇒流速の低下により樹林帯及びその周辺で土砂の堆積が進行するおそれがあります。
- ⇒根の侵入等により護岸等河川管理施設が損傷するおそれがあります
- ⇒河川巡視やCCTVを用いた監視時の妨げや不法投棄を助長するおそれがあります。



(樹木による水位上昇のイメージ)

具体的維持管理の内容

水害防備林として期待できる樹林帯を明確化
(江の川p6～p7)

○水害防備林の機能が期待できる樹林帯を明確化し、水害防備林としての機能を維持することにします。(54箇所)

(水害防備林になり得る樹林帯の判断基準)

判断項目	江の川(下流)における判断基準
幅	・平均的な幅が20m以上であり、長く続いていること
密生度	・100㎡あたり300本以上密生していること
樹木の直径	・直径3～5cm(周囲10～15cm)以上の樹木であること
構成樹木種	・竹林で構成されている群落

水害防備林の維持管理の項目を明確化
(江の川p41)

○UAVを用いた河川巡視や点検により、樹林帯の幅、長さを把握し、繁茂状況の変化を確認します。

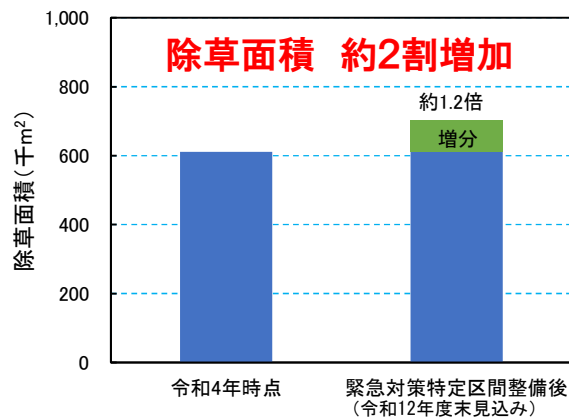
○大規模洪水等により樹林帯の状況が大きく変更された場合には密度等詳細な調査を実施し水害防備林としての機能に支障がないか把握します。

判断項目	水害防備林における対策の目安
幅	・平均的な幅が20m以下になること
長さ	・現況の長さを確保すること
密生度	・100㎡あたり300本以下で密生していないこと

【参考資料】～維持管理コスト低減にむけて試験を実施します～

- ①江の川では、緊急対策特定区間による集中投資により堤防整備等を推進しており、今後10年間で堤防除草面積1.2倍に拡大します。
- ②高津川では、外来種（オオキンケイギク）が堤防法面に繁茂しており、適切な処分が必要です。

①江の川の堤防面積



②高津川における外来種繁茂状況



具体的維持管理の内容

新たな法面被覆材を試験施工

- 除草回数の減、処分量（処分費）の減に着目し、堤防法面の浸食防止機能を確保しつつ新たな植生工を試験します。
- 効果が認められた法面被覆材を、新たな堤防整備時に採用し、堤防除草のコスト縮減を図ります。

(試験施工のイメージ)
草丈の抑制や、外来種や雑草の侵入防止が期待できる植生工で試験施工

